

核燃料物質の使用等に関する規則等の改正案に対する意見募集の結果について

平成30年2月21日
原子力規制委員会

核燃料物質の使用等に関する規則等の改正案について、意見募集を実施しました。
その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

意見募集の期間 : 平成29年12月28日～平成30年1月26日

意見募集の方法 : 電子メール、郵送、FAX

意見募集の対象 :

- 1) 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正(案)
- 2) 使用施設等における保安規定の審査基準の一部改正(案)

2. お寄せいただいた御意見

御意見数 : 11件(2通)

御意見に対する考え方 : 別紙のとおり

以上

核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案
 についての御意見とそれに関する考え方

No.	御意見等（原文）	考え方
1	規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の5の傍線の太さが一部異なっていることには、どのような意義があるのですか？	傍線の太さに特段の意味はありません。御確認される環境により太さが異なって見える場合があります。
2	規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の11の6の第1の2号の柱書では、セル等の内部で使用する旨を明示的に規定する必要があると思います。	本改正の主旨は、非密封のプルトニウムをセル等の気密設備で取り扱うことを明確化することです。 セル等は気密設備であり、セル等を用いるとしていれば、気密性の担保された内部で使用することは自明であることから、原案のとおりとします。
3	規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の11の6の第1の2号のイの「飛散し又は漏えいするおそれがない場合」とは、「密封されている場合」という意味ですか？	「飛散し又は漏えいするおそれがない場合」とは、密封されているもの、塊状のもの、金属状のものを想定しています。なお、これらのものについては核燃料物質の使用の許可申請における個別審査の中で、核燃料物質の使用方法、物理的性状等の状況を確認します。
4	規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の11の6の第1の2号のロの「使用するプルトニウム等」について：同イと同様に「プルトニウム等」と規定しないのは、なぜですか？	核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の11の6第1の2号の柱書きにおいて、プルトニウム等を使用する場合として明記していることから、御意見を踏まえて、同号ロに規定する「使用するプルトニウム等」を「プルトニウム等」に修正します。

No.	御意見等（原文）	考え方
5	規則新旧対象条文（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表）の改正後欄の第2条の11の6の第1の2号の口の「三十七メガベクレル」はセル等ごとの数値ですか？それとも事業所全体での数値ですか？	セル等の気密設備外にある作業場所（換気フード、室）において使用するプルトニウム等の数量です。
6	参考のために、原子力規制委員会のホームページの「核燃料物質使用許可申請等の手続きについて」 https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html の「関係法令及び内規」の「核燃料物質等の使用に関する規則」 http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332M50000002084#610 を閲覧したところ、第二条の十一の六の記載がありませんが、なぜですか？	使用規則第2条の11の6の規定は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（平成29年原子力規制委員会規則第8号。以下「整備規則」という。）により加わったものです。 原子力規制委員会のホームページで掲載する使用規則が、意見募集時は手続きの遅れから整備規則の反映前のものとなっていました。現在は整備規則を踏まえた現時点の使用規則を掲載しています。
7	審査基準新旧対照条文（別紙2）の1ページの改正前欄の1行目「はじめに」の次の空白行の記載が洩れています。（今回の改正内容は空白行の削除？）	新旧対照表における改正部分は下線部分のため、空白行の削除を意図しているものではありませんが、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第1311275号。以下「審査基準」という。）と合わせ、空白行を新旧対象表に反映します。
8	審査基準新旧対照条文（別紙2）の2ページの改正後欄と改正前欄の最下行「予防措置」は、「予防処置」の誤記では？	御意見のとおり、「予防措置」は「予防処置」の誤記であるため、訂正します。

No.	御意見等（原文）	考え方
9	<p>審査基準の改正内容は原子炉等規制法の改正に伴うものがあるので、当該法改正と本審査基準改正との両者の施行日を同一とする必要があると思います。</p>	<p>御指摘の審査基準の改正は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の改正内容のうち、第1条の改正に伴うものであり、同条は昨年7月に施行されていることから、審査基準は公布の日に施行します。</p>
10	<p>関連資料「改正の概要（平成29年12月27日第57回原子力規制委員会資料2）」の2（1）の2に引用されている「JIS Z4808-2002」には、当該下限値（三十七メガベクレル）についての記載が見当たりません。</p> <p>（なお、高度情報科学技術研究機構が公表している原子力百科辞典の「フード・グローブボックス」の項には、GBの取扱い可能な放射能レベルは、「37MBq」に「操作に応じた修正係数」を乗じたものである旨の記載があり。）</p>	<p>使用放射エネルギーの下限値については、JIS Z4808-2002 解説表1に記載されています。</p> <p>また、本改正により「三十七メガベクレル」という数量を使用規則第2条の11の6第1の2号で規定していますが、当該数量をもって、いかなる場合においても安全であることを示すものではなく、核燃料物質の使用の許可申請における個別審査の中で、核燃料物質の使用方法、物理的性状等の状況を確認します。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則等の一部改正案に対する直接の御意見ではないが
関連するものへの考え方

No.	御意見等（原文）	考え方
1	<p>プルトニウムは、何グラム以上もっていれば、規制対象となるのか。規制対象とならないプルトニウムの質量の下限値はあるのか。環境中にも食品にもほんのほんの僅かだがプルトニウムが含まれているが、食品販売者は核燃料物質の使用者となりますか。福島で汚染された土を受け入れている地方公共団体や研究機関等は、核燃料物質の使用者となりますか。数量に関わらず使用の許可を必要とする核燃料物質が法令で示されていますが、法令等に基づき上記の食品販売者などを使用の許可の対象としない根拠はありますか。改正しなくてよいのですか。</p>	<p>プルトニウムについては数量に関係なく、核燃料物質の使用の許可が必要となります。</p> <p>なお、自然界には大気圏核実験による放射性降下物等の由来のプルトニウムが極微量含まれる土壌等がありますが、それだけでは利用にはあたらないため、それらについては核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の規制の対象にはなりません。</p>